

# 津山市議会基本条例 検証結果報告書

令和4年11月28日

津山市議会 議会運営委員会

## 1 趣旨

津山市議会では平成31年3月に、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより、市民福祉のさらなる向上を目指すとともに、市政の議決機関としての役割を最大限発揮し、市民の負託に応えていくため、津山市議会の志す基本理念、基本方針を定めた最高規範として、「津山市議会基本条例」を定めた。

本条例の25条では「議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営委員会において、定期的に検証し、その結果に基づいて、必要があると認めるときは、この条例の改正を含む所要の措置を講ずるものとする。」としている。

このため、本年度、議会運営委員会において、各党派・議員への条例の評価調査を実施し、これを基に条例の検証を行うもの。

## 2 検証体制

議会運営委員会

## 3 検証方法

評価に際しては、議会運営委員会において条文ごとに評価を行う評価シートを定め、各党派及び無党派ごとに回答した評価区分や意見、今後の対応等について、取りまとめを行った。

評価区分については、下記の4つの区分とし、その評価内容や課題等を記載した。また、評価区分が分かれた場合は、最も割合の多い評価区分を適用した。

評価区分	内容
A	達成できている
B	できている（ただし、更なる努力を要する）
C	できていない（検討を要する）
D	条文の改正が必要

#### 4 検証結果

条文		評価	取組状況	今後の対応等
目的	第1条	—	評価対象外	—
基本理念	第2条	—	評価対象外	—
基本方針	第3条	—	評価対象外	—
議会及び議員の活動原則等	第4条	(1)	B 市議会ホームページを通じ、各定例会の運営予定表や、各議員の発言通告（質問順）を掲載している。インターネットを通じて議会の生中継を配信している。	ホームページや広報媒体等を効果的に活用し、議会の取組を積極的に発信することで、市民に信頼され、開かれた議会の実現に努める。
		(2)	B 委員会、会派または有志議員等で、執行部に対し意見書や要望書を提出している。これを基に事業化（制度化）された事業も多数ある。	調査活動や意見交換などあらゆる機会を通じて、市民の意見やニーズの把握に努め、よりよい市政運営・施策に反映させる。
		(3)	B 予算修正案や予算組み替え動議等を提出することで、適正な市政運営が行われるよう取り組んでいる。	事務執行等にかかる内容や情報収集・情報把握に努め、適正な市政運営のための監視・評価が行えるよう、今後も二元代表制の権能を果たす。
		(4)	B 議員会議の開催（令和元年度1回、令和2年度1回、令和3年度6回）	議員会議などの開催を通じて、議員相互が意見や考え方を出し合い、尊重し、理解しあえる環境醸成に努め、議会全体の合意形成が図られるよう取り組む。
議員の活動原則	第5条	(1)	B 平成25年度から議会報告会を開催し、市民の多様な意見を聴取する機会を設けている。また、その意見は執行部とも共有し、事業化（課題解決）につながったものもある。	各議員の活動や報告会、懇談会等を通じて多様な市民の意見・ニーズを把握し、市政に活かしていく。

				令和4年度より、出前形式の懇談会の取組をスタートした。	
		(2)	C	全員協議会のみでなく、議員会議を開催し、自由闊達な討議を行っている。	言論の府であり合議制の機関である議会の一員であるという認識のもと、自由闊達な討議が行える環境構築に取り組む。
		(3)	B	委員会視察、会派視察及び政務活動等により、議員の能力及び資質の向上を図っている。	議員個人はもとより、会派や委員会などでの調査や研修活動等を通じて研鑽を積み、よりよい市政への反映や資質向上に努める。
議員の政治倫理	第6条	1項	B	津山市議会議員の倫理に関する条例を制定している。	各議員において、今後も市民の負託に応えるとともに、倫理条例にのっとり、政治倫理の向上・確立を目指す。
		2項	—	評価対象外	—
会派	第7条	1項	B	—	今後も引き続き各会派における活動の充実を図っていく。
		2項	B	—	各会派において、政策形成等について活発な議論を通じて適切な意思決定に努めることとする。
議会運営の原則	第8条	1項	B	—	意識改革も図る中で今後も円滑で効率的な議会運営を心がける。
		2項	B	—	本条文の趣旨にのっとり、さらに公平公正かつ民主的な議会運営に努める。

委員会の運営	第9条	1項	B	各常任委員会において、所管する分野の政策課題や現状把握等の調査研究にかかわる勉強会やアンケート調査等を実施し、政策や適切な事務執行への監視・評価を行っている。	今後も委員会における適正かつ厳正な議案審査や調査研究活動の充実を図る。
		2項	B		引き続き、委員会における活発な議論を通じて、適切な政策決定や監視、評価を行っていく。
情報発信と透明性の向上	第10条		B	令和元年6月より、本会議映像の公開期間延長（3か月→4年）や、広報動画の配信の充実（ギカイラジオ、議運の日程報告等）を図っている。	今後も議会だよりやホームページ、YouTubeをはじめとした様々な媒体を積極的に効果的に活用し、市民に対する情報発信強化を図る。
市民参画機会の創出	第11条		B	議会報告会・意見交換会の開催、議会アンケートを実施している。また、議会だより「みんちやいクイズ」のネット応募を開始（広聴機能の強化）している。	出前形式の懇談会など新たな手法を取り入れながら市民ニーズの把握に努め、可能な限り市政に反映させることで市民の参画意識の向上を目指す。
広報活動の充実	第12条		B	広報動画の配信（ギカイラジオ、議運の日程報告等）の充実を図っている。また、議会だより「みんちやいクイズ」のネット応募を開始している。（広聴機能の強化）	広報広聴機能の強化によって、市民が市政に対して関心と参画意識が持てるようさらに取組を進める。
議案に対する賛否の公表	第13条		A	ホームページ及び議会だよりへの賛否一覧表の公開を行っている。これに加え、令和元年6月より議場システム稼働による、賛否状況の見える化（賛否システムの導入）を図っている。	議案に対する賛否の公表は概ね適切にできており、今後も引き続き賛否状況の見える化に取り組む。

市長等との関係の基本原則	第14条	1項	B	議員提出議案や意見書・要望書の提出等により、政策立案及び政策提言を行っている。	二元代表制の一翼を担う意識を常に持ち、市長等と対等で建設的な議論を通じて、市政の発展のため最大限尽力する。
		2項	B	引き続き一般質問等の質問方法は、一括質問、一問一答方式の選択制としている。	それぞれの質問形式の意義を再度踏まえるとともに、より質問の論点や争点の整理と明確化に努める。
		3項	A	—	反問権の行使について、市長等と議会の双方がその趣旨を踏まえた対応を心がける。
重要な政策等の監視及び評価	第15号	1項	B	常任委員会、特別委員会、全員協議会等を通じて市長等が提案する重要な施策や計画等の説明を求めるとともに、執行後の評価に資する審議に努めている。	執行部に対して分かりやすい資料の提供や丁寧な説明を求めるとともに、本会議や委員会での質疑の充実を図ることで、さらなる政策等の適切な監視及び評価に努める。
		2項	B	—	引き続き、論点及び争点を明らかにし、施策・事業の適切な評価を心がける。
予算・決算審議における説明	第16条		B	—	市長等に対し、予算など審議に付すべき事項について、可能な限り分かりやすく、ていねいな説明・資料提供を求める。
議決事件の追加	第17条		—	評価対象外	—
議会の機能強化	第18条		B	—	今後も引き続き市長等の事務執行の評価や監視、政策立案や提言等、さらなる機能強化に努める。

専門的知見の活用	第19条	B	—	今後も必要に応じて、調査機関等における適切な有識者等の参画を進める。
議員研修の充実強化	第20条	B	圏域議長協議会主催の研修会を開催（令和元年、令和4年）	今後も様々な機会を捉えて議員研修の充実強化を図り、議会・議員の能力向上に努める。
議会事務局の機能強化	第21条	A	—	議会事務局の補佐機能を向上させ、議会機能の充実に努める。
予算の確保	第22条	A	—	議事機関の機能確保、円滑な議事運営のため、引き続き予算確保を図る。
災害時の対応	第23条	1項	令和2年12月に津山市議会業務継続計画（津山市議会BCP）を策定した。 また、令和4年度は11月までに3回のオンライン委員会のデモンストレーションを実施・検証し、要綱案の検討を行った。	災害等を想定した対応訓練を行う。 オンライン委員会開催実施要綱を定めるとともに、円滑な運営に向けた訓練を継続的に実施する。
		2項		
最高規範性	第24条	—	評価対象外	—
見直し手続	第25条	—	評価対象外	—

## 5 総括

今回の検証においては、津山市議会としての最終的な各項目の評価は「B：できている（ただし、更なる努力を要する）」との評価項目が25項目と最も多く、次いで、「A：できている」が4項目、「C：できていない（検討を要する）」が1項目となり、「D：条文の改正が必要」はなしとなっている。

この評価結果は基本的に最も評価の多い評価区分を評価結果としているため、各条文の内容について対応が不十分である、検討が必要といった意見も見受けられるなど、議員間で異なる意見もあった。

このことも踏まえ、本市議会並びに議員は、今後さらに本条例を念頭に置き、二元代表制の一翼としての役割をしっかりと果たし、市民の負託に応えるべく不断の取組を進めていくこととする。